



商工会にゆっす

広神商工会

令和5年10月

◆商工会合併に関する基本協定書 調印式が行われました

令和5年9月28日(木)14時から小出商工会館において、立会人に魚沼市長内田幹夫様、来賓に新潟県商工会連合会長早川吉秀様をお招きし、魚沼市内4商工会合併に関する基本協定書の調印式が行われました。



【基本協定書の内容】

- 堀之内商工会、小出商工会、湯之谷商工会及び広神商工会は、合併し、魚沼市商工会を設立する。
- 堀之内商工会、小出商工会、湯之谷商工会及び広神商工会は、解散する。
- 魚沼市商工会は、合併期日において、堀之内商工会、小出商工会、湯之谷商工会及び広神商工会の権利義務について包括的に承継する。
- 以上を基本として魚沼市4商工会合併推進協議会を設置し、速やかに合併日程等を取り決め、正規の合併契約を締結することとする。

【基本協定事項】

- 合併の枠組み
堀之内商工会、小出商工会、湯之谷商工会及び広神商工会(以下「魚沼市4商工会」という。)
- 合併の期日
令和7年4月1日
- 合併の方式
魚沼市4商工会はそれぞれ解散し、新商工会を設置する。
- 財産の引継ぎ
魚沼市4商工会のすべての権利義務は、合併期日において新商工会が包括的承継する。
- 商工会の名称
魚沼市商工会と称する。
- 事務所の位置
主たる事務所を魚沼市小出島に置き、従たる事務所を魚沼市堀之内に置く。

上記、協定書の内容について4商工会長ならびに魚沼市長の署名・押印がなされました。今後は法定協議会となる「魚沼市4商工会合併推進協議会」が発足され、合併までに更なる協議を重ねていく予定です。

◆“商工貯蓄共済”にご加入ください！ ～10月・11月は加入推進期間です～

現在商工会では、商工貯蓄共済の加入促進を行っています。商工貯蓄共済は、会員の皆様のいざという時のための「貯蓄・生命保障・融資」が組み合わされた制度であるとともに、その手数料等は地域振興事業に欠かせない財源となっております。

役員等が会員の皆様へ加入のお願いにお伺いした際には、商工貯蓄共済への加入にご協力くださるようお願いいたします。

【加入について】

- ◇毎月の掛金は、1口 2,000円。
- ◇被共済者1人当りの加入口数は、20口まで。
- ◇6歳～70歳までの方。

【加入者特典】

- ◇人間ドック受診料割引制度(33,000円+消費税)など。
- ※“協会けんぽ”で35歳～74歳の方は別途補助あります。

◆新潟県最低賃金改正のお知らせ 時間額 931円(41円UP)

令和5年10月1日から931円になります。
最低賃金は、県内の全ての労働者に適用されます。

◆業務改善助成金制度が拡充されています

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。8月31日から下記のとおり拡充されています。


内容	従前	拡充後
対象事業場	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場
賃金引上後の申請	事前に賃金引上げ計画と事業実施計画(設備投資等の計画)が必要	事業場規模50人未満のみ令和4年4月1日～12月31日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要に
助成率区分見直し	事業場内最低賃金 助成率	事業場内最低賃金 助成率
	870円未満 9/10	900円未満 9/10
()内は生産性要件を満たした事業場の場合	870円以上 4/5 920円未満 (9/10)	900円以上 4/5 950円未満 (9/10)
	920円以上 3/4 (4/5)	950円以上 3/4 (4/5)

申請期限：令和6年1月31日

(事業完了期限：令和6年2月28日)

※その他各種詳細については、同封のチラシをご参照ください。

記帳手数料(第2期分)口座振替日は 10月25日(水)です



新潟県
よろず
支援拠点

＼各分野の専門家が何度でも無料で対応いたします／

- ✓ 集客したい、販路を拡大したい
- ✓ HPやSNSを使って、もっと発信したい
- ✓ 補助金の活用について知りたい など

支援内容 経験豊富なコーディネーターがお受けします!

商品開発/販売促進/創業/ビジネスプラン作成/Web活用/補助金活用/法律/税務/営業力強化/現場改善/経営改善/資金繰り/事業再生/IT活用・DX推進

様々な分野のコーディネーターがチームで皆さんをご支援いたします!いつでもお気軽にお問合せください。

ご相談までの流れ


申込書・留意事項を送付

事務局から連絡
(相談日程と場所の調整)

ご相談

新潟県よろず支援拠点 TEL:025-246-0058 E-mail:yorozu@nico.or.jp

【ご相談対応時間】平日9:00～17:30 HP:https://www.nico.or.jp/yorozu/



※専門家からのアドバイス!商工会にご相談ください!